

エンジニアリング Q&A

今回のエンジニアリングQ & Aでは、平成20年4月7日付け国土交通省から関係官庁宛に参考送付された市場単価（下水道）の内容について、照会の多かった、「塩化ビニル管設置工」と「管基礎工（砂基礎工並びに碎石基礎工）」に係る質問と回答について掲載します。

⚡ 平成20年度に新たに適用できる市場単価について【管設置工】

Q1 マンホール継手や本管に自在曲管*を挟む場合はどう扱えばよいか。

*自在曲管は通常取付管に使用するが、例えば〇〇市では本管屈曲部でマンホールを省略する場合に使用している。

A1 標準的な（一般的な）スパンの施工に必要な材料は含むが、可とう継手や、自在曲管を挟む場合は、別途考慮されたい。見積り、別冊参考資料活用、など。

Q2 材料の適用範囲はどのような条件で決められたか。

A2 自然流下水道管の標準的なスパンを構成する材料を元としている。（VU—SRA, ST, MR, MSA）それ以外の圧力管, VP, 可とう継手, 自在曲管などを使用するケースは別途積算。

そのほか、「歩掛積算と概算比較したが、市場単価がやや高くなるところがある。会計検査的には使用したくないと考える自治体が多いのでは。」との貴重な意見をいただいたが、財団の確認では概ね従来の歩掛りによる積算とほぼ同等あるいは同等以下のレベルと考えていたが、平成21年度に刊行物に掲載されるまでに条件を整理し、フォローする課題と考えている。

⚡ 平成20年度に新たに適用できる市場単価について【管基礎工】（砂基礎工, 碎石基礎工）

Q1 基礎の形態は標準施工図のとおりでよいか。

A1 各自治体の基準に合わせて基礎の高さを設定のうえ、埋戻し工数量、基礎工数量を算出し、基礎部の手間について市場単価をあてる。

Q2 砂埋め戻し工にも本市場単価を適用できるか。

A2 埋戻し工は従来の積算基準による。本市場単価は適用できない。

Q3 立坑基礎やマンホール基礎にも使用できるか。

A3 管基礎工用の単価であり、他の基礎には適用できない。

Q4 砂基礎・碎石基礎の市場単価は、(注)1.において「基礎材の現場内小運搬費用を含む」とあるが、運搬距離は何mまで含むか。

A4 市場単価では一般に距離は明示していない。目安は20m程度を想定しているが、施工条件によるので、問合せにはそのつど状況を聞いたうえで回答している。

Q5 砂基礎・碎石基礎の市場単価は、材料費を含まないため、改良土や再生砂による基礎工にも適用できると考えて良いか。

A5 施工形態は同様であるので、適用の範囲内とする。

Q6 碎石基礎の市場単価は、管布設におけるコンクリート基礎・はしご胴木基礎の碎石基礎にも適用できると考えて良いか。

A6 コンクリート基礎における碎石基礎工の施工形態は同様と考え適用の範囲内とするが、はしご胴木基礎については木材設置費との取り合いが決められないため適用外とする。